

# 塩尻市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 第1 計画の基本事項

1

### 計画の位置づけ

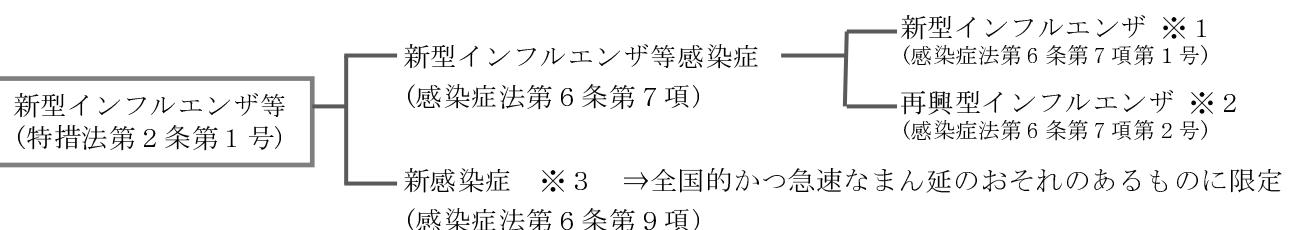
新型インフルエンザや新感染症（新型インフルエンザ等）に対する対策の強化を図るために制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成25年4月13日施行。以下「特措法」という。）に基づき、塩尻市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものです。

2

### 対象とする感染症

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものを対象としています。（鳥インフルエンザは特措法対象外）

※特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係



#### ※1 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

#### ※2 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長時間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

例：1957年のアジアインフルエンザが再興した場合

#### ※3 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

例：SARS（重症急性呼吸器症候群）

## 第2 対策の基本方針

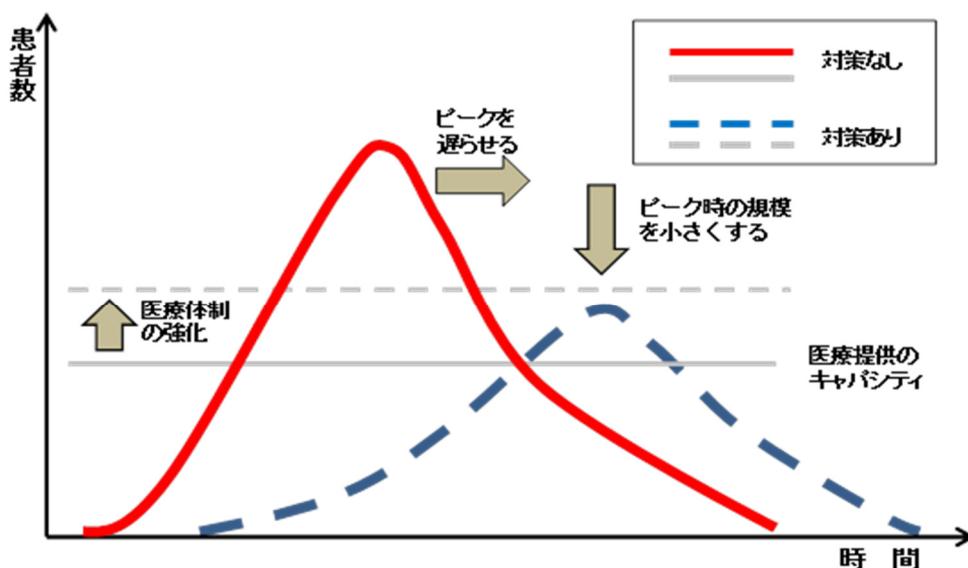
1

### 対策の基本方針

新型インフルエンザ等の特徴として、発生の予測や阻止が困難であり、市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えることが予想されます。そのため、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけて対策を講じていく必要があります。

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて流行のピークをなるべく遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造の時間を確保
- (2) 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに適切な医療を確保
- (3) 適切な医療の提供による重症患者数や死者数の減少



#### 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 地域での感染症対策等による患者や欠勤者の減少
- (2) 医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持

2

### 本市の感染規模・被害想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している数値を用いて想定しています。(全人口の25%がり患する場合)

医療機関の受診患者数	約1.3万人～約0.7万人	
	中程度※1の場合	重度※2の場合
入院患者数の上限	約270人	約1,080人
死亡者数の上限	約70人	約340人
1日当たりの最大入院患者数※3	約70人	約200人

※1：中程度 アジア・インフルエンザ並みの致命率0.53%

※2：重度 スペイン・インフルエンザ並みの致命率2.0%

※3：流行が8週間続くと仮定した場合

## 3

## 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておきます。

＜発生段階の分類＞

発生段階（国）	発生段階（県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、政府対策本部長（内閣総理大臣）は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を公示

## 4

## 対策推進のための主な役割分担

## 1 国

検疫、プレパンデミックワクチンの製造備蓄、ワクチンの確保・供給等自らの対策を実施するほか、地方公共団体が実施する対策を支援

## 2 県

対策の実施主体として中心的な役割を担い、学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示、臨時の医療施設の開設、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示等を実施

## 3 市

県が実施する対策に協力するほか、住民へのワクチンの接種、要援護者の生活支援、埋火葬等を実施

## 4 医療機関

院内感染症対策、医療資機材の確保、医療の提供

## 5 事業者

職場における感染対策、感染防止措置等

## 6 市民

個人レベルでの感染対策、食料品・生活必需品の備蓄等

本計画では、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、発生段階ごとに以下の 7 分野に分けて計画を立案しています。

- |            |                       |           |                    |
|------------|-----------------------|-----------|--------------------|
| 1 実施体制     | 2 サーベイランス（調査・監視）・情報収集 | 3 情報提供・共有 |                    |
| 4 予防・まん延防止 | 5 予防接種                | 6 医療      | 7 市民生活及び市民経済の安定の確保 |

## 1 実施体制

全序的・全市的な危機管理の問題として、塩尻市新型インフルエンザ等対策本部（本部长：市長、構成員：各部局長）等を設置し、国・県・事業者等と相互に連携を図り対策に取り組みます。（6 頁のとおり）

## 2 サーベイランス（調査・監視）・情報収集

発生段階に応じて、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国・県等から系統的に収集し、適切な対策を実施するための判断につなげるとともに、国・県が行う対策に協力します。

## 3 情報提供・共有

感染予防の啓発と感染拡大防止の実施のため、多様な媒体を用いて、市民等に対し理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供を行います。

## 4 予防・まん延防止

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に收めます。

### (1) 個人における対策

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの実施等基本的な感染症対策を周知する。
- ・緊急事態宣言時には、不要不急の外出自粛要請等、県が実施する措置に協力する。

### (2) 地域・職場における対策

- ・緊急事態宣言時には、必要に応じ、施設の使用制限等県が実施する措置に協力する。

### (3) その他

- ・海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

## 5 予防接種

予防接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施します。

### (1) 特定接種

市は新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員へのワクチン接種を実施する。

#### ※特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長が必要と認めた時に臨時に行われる予防接種で、対象となりうる者は、  
ア 「医療の提供の業務」（病院、薬局長）又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」（介護施設、医薬品販売、ライフライン、輸送、マスコミ、食品小売業等）を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより同大臣の登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者  
イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員

#### (2) 住民接種

国が定める接種の優先順位（7頁のとおり）等に基づき、市民を対象としたワクチン接種を実施する。

- ・原則として集団接種とし、塩筑医師会等との連携のうえ、接種体制を構築する。

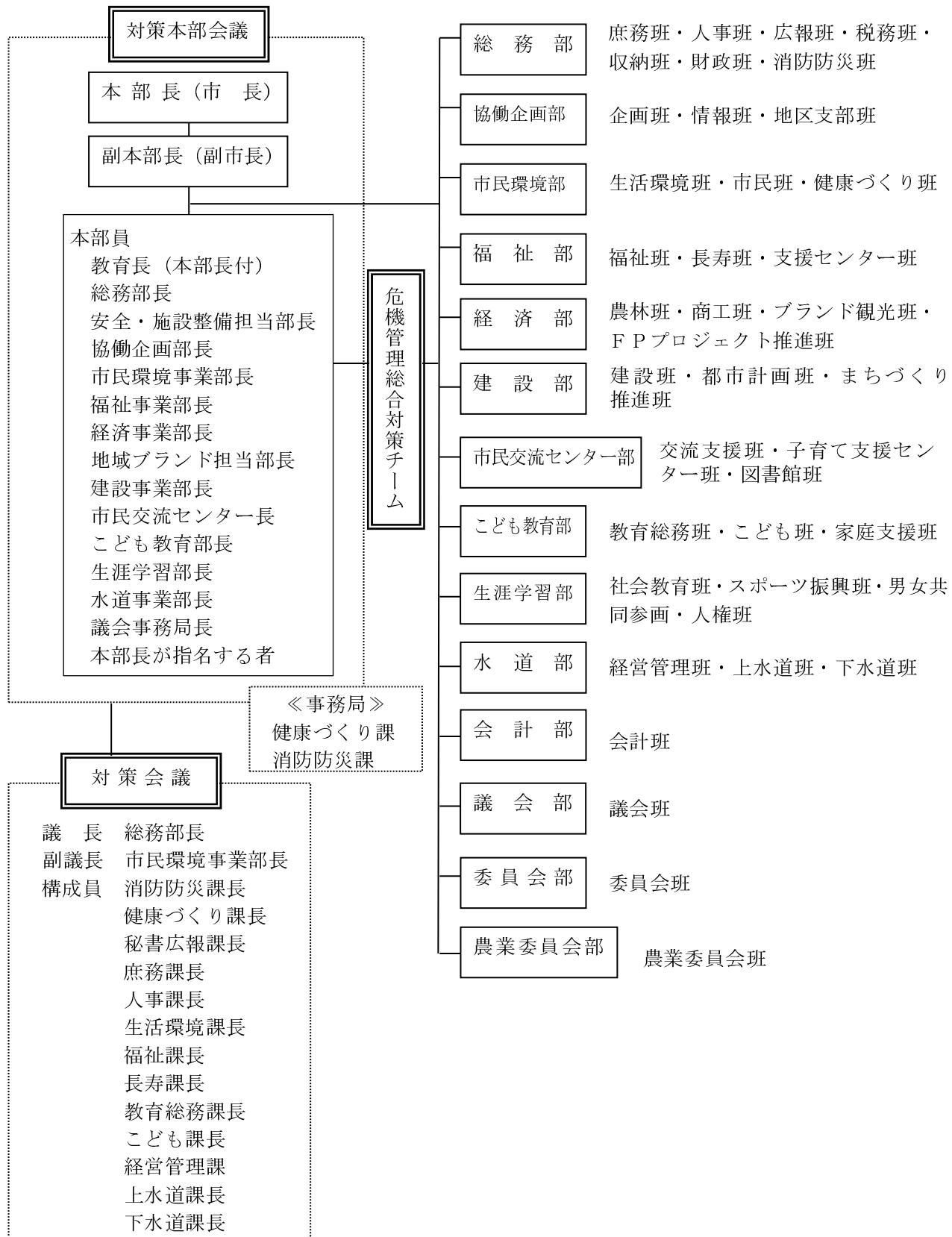
### 6 医療

- (1) 県が実施する「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」や入院措置、健康観察等の感染症法に基づく措置に協力する。
- (2) 県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。
- (3) 毒性が極めて強い新型インフルエンザ等が発生した場合、コールセンター・新型インフルエンザ外来を開設し、感染者等への対応を行う。

### 7 市民生活及び市民経済の安定の確保

- (1) 市民生活及び市民経済の安定への影響を最小限とするため、国・県等と連携し、事前準備を実施する。
- (2) 緊急事態宣言時には、埋火葬の特例措置や要援護者への生活支援等を実施する。また、県が実施する、物資の売り渡し、生活関連物資等の価格の安定等の要請に協力する。

## 【塩尻市新型インフルエンザ等対策本部組織図】



## 【住民接種対象者の区分】

住民接種対象者は、次の4つの群に分類し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

分類	説明
医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患有する者　・妊婦
小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
成人・若年者	

## 【住民接種における優先順位】

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

### ■ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

#### （a）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

#### （b）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

#### （c）小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

### ■ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

#### （a）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

#### （b）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

### ■ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

#### （a）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

#### （b）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ・・・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

### 第3 各発生段階における対策の概要

#### 1 未発生期

##### (1) 状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

##### (2) 目的

- ・発生に備えて体制の整備を行う。
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

##### (3) 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を進める。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

#### 2 海外発生期

##### (1) 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

##### (2) 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

##### (3) 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を行う。

### 3 国内発生早期（県内未発生期）

#### (1) 状態

- ・国内のいずれかの都道府県（長野県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

#### (2) 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

#### (3) 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### 4 県内発生早期

#### (1) 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

#### (2) 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### (3) 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を早急に行う。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

5

## 県内感染期

### (1) 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### (2) 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### (3) 対策の考え方

- ・感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

6

## 小康期

### (1) 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・大流行は一旦終息している状況。

### (2) 目的

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### (3) 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## 各発生段階における対策

国、県の対応  
市の対応

	インフルエンザ等の発生段階	①未発生期	②海外発生期	③国内発生早期	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
分野	対策の考え方 分野ごとの主な対策	・国・県等との連携により事前準備を実施 ・情報収集と情報提供 ・業務継続計画の作成 ・各班でマニュアル作成	・発生状況等の情報を積極的に収集 ・国内、県内発生に備えた体制整備	・県内発生に備えた体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策の実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・感染拡大防止策から被害軽減策へ変更 ・ライフライン等の事業活動の継続	・第2波に備えた、第1波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
1 実施体制	「政府対策本部」「長野県対策本部」の設置 「基本的対処方針諮問委員会」「長野県対策委員会」の招集 <b>「塩尻市対策本部」の設置</b>	・新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備 ・関係機関との連携体制の確認、訓練の実施	政府対策本部の設置後、直ちに長野県対策本部及び地方本部を設置 必要に応じて諮問委員会、長野県対策委員会に意見聴取				・対策の縮小
2 サーベイランス・情報収集	・サーベイランス（感染症の発生状況の監視）により様々な情報を系統的に収集・分析し、その結果を効果的な対策の判断につなげる。 <b>国、県による対策への協力</b>	・季節性インフルエンザを把握する通常のサーベイランスの実施	・県内発生に備えたサーベイランス体制の実施	・患者の全数把握 ・患者の臨床情報把握	・入院患者・死亡者の発生動向の調査、重症化の状況把握 ・集団発生の把握		・対策の縮小（本部事務局班） ・集団発生の状況把握
3 情報提供・共有	県民等へ理解しやすい内容で、迅速に情報提供する。 県民等からの一般的な問合せへの相談窓口を県庁等に設置。 <b>県等と連携し、できる限り迅速に情報提供する。</b> <b>市民等からの一般的な問合せへの相談窓口を市役所に設置。</b>	・情報の発信・情報共有方法の検討	・海外の発生状況等の情報提供 ・相談窓口の設置（県庁、保健所）	・国内の発生状況の情報提供 ・相談窓口の充実、強化	・情報提供の強化 ・相談窓口の充実、強化		・情報提供のあり方の見直し ・問合せの取りまとめ
4 予防・まん延防止	県民等へ、感染対策（マスク着用、うがい等）の周知 市民等へ、感染対策（マスク着用、うがい等）の周知 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」時の対策 <b>緊急事態宣言時の国、県による要請への協力</b>	・平時より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発 ・市民等への感染対策の普及啓発（関係課）	・市民等への感染対策の普及啓発（関係課）	・市民等への感染対策の普及啓発（本部事務局班、関係課）	・市民等への感染対策の勧奨		
5 予防接種	特定接種（登録時業者や対策に携わる公務員への予防接種） 住民接種（原則として、集団接種による住民への予防接種） <b>特定接種及び住民接種の実施</b>	・特定接種の対象となる事業者の登録 ・具体的な実施方法について準備	・特定接種の準備／実施 ・市町村へ住民接種準備の周知	・特定接種の準備／実施 ・市町村へ住民接種の要請	・特定接種の実施		・住民接種の実施（第2波に備えた住民への予防接種の継続） ・第2波に備えた住民接種の継続（健康づくり班）
6 医療	①各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、相談・情報提供を実施 ②「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内発生患者の濃厚接触者等の診療を実施 ③医療体制の切り替え 県内発生早期までは、感染症法に基づいて患者等への入院措置を実施するが、患者数が大幅に増え、県内感染拡大となった場合には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。 <b>医療体制への協力</b> 市は情報共有や課題検討をするとともに、県等からの要請に応じ、対策に協力する。	・二次医療圏ごとの医療体制の整備 ・医療機関ごとの診療継続計画の作成支援 ・医療機関等の参加による訓練や研修の実施	・「相談センター」の設置 ・「外来」の設置 ・国内、県内発生に備えた医療体制の整備	・「相談センター」の継続 ・「外来」の継続 ・県内発生に備えた医療体制の整備	・「相談センター」の中止 ・「外来」の中止 ・入院措置を中止し、原則として一般医療機関における診療の開始 ・感染症指定医療機関等への入院措置の実施 ・診断、治療に資する情報等を医療機関へ提供 ・ファックスによる処方箋送付		・通常の医療体制への移行
	県民の45%相当量を目指し、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を提供。 <b>毒性が極めて強い新型インフルエンザ等への対応</b> コールセンター・新型インフルエンザ外来の設置	・抗インフルエンザ薬等の備蓄		・抗インフルエンザ薬の適正な流通指導 ・コールセンター・新型外来の開設準備（健康づくり班）	・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ・コールセンター・新型外来の開設（健康づくり班）		・抗インフルエンザ薬の備蓄 ・対策の縮小、中止（健康づくり班）
	「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策 <b>緊急事態宣言時の国、県による要請への協力</b>			・臨時の医療施設の設置 医師、看護師等に対し、医療を行うよう要請			・対策の縮小、中止
7 市民生活・市民経済の安定の確保	県民生活・経済への影響を最小限とするため、県、市町村、指定地方公共機関等においてそれぞれの役割を実施 <b>国、県による対策への協力</b> 遺体安置所の確保	・関係団体との連携により、指定地方公共機関等の事業継続計画の作成を支援	・指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備 ・職場における感染予防策の準備	・消費者への適切な行動の呼びかけ ・事業者に対して、買占め、売り惜しみが生じないよう要請			
	「新型インフルエンザ等緊急事態」宣言時の対策 <b>緊急事態宣言時の国、県による要請への協力</b>		・国、県による対策への協力（本部事務局班） ・遺体を安置する施設確保の準備（生活環境班）	・消費者としての適切な行動の呼びかけ（本部事務局班） ・国、県による対策への協力			
	要援護者への生活支援 物資の流通等社会・経済機能の維持 埋火葬の特例措置	・要援護者の把握と具体的対応方法の検討（福祉班、長寿班） ・県と協力し、市民生活への影響が最小限となるよう、事業者に対する事業継続のための体制整備を要請（本部事務局班） ・火葬能力等の把握（生活環境班）	・市民への消費者として適切な行動の呼びかけ（本部事務局班） ・県との協力による、価格高騰や売り惜しみ防止などの関係団体への周知（本部事務局班） ・国・県との協力による、ライフラインの確保、安定供給、犯罪の予防・取締り（本部事務局班） ・水の安定供給のための措置（上水道班、下水道班） ・事業者のサービス低下を周知（本部事務局班） ・火葬炉を可能な限り稼動（生活環境班） ・遺体を安置する施設の確保（生活環境班） ・埋火葬の特例措置（生活環境班）	・物資の売渡し、緊急物資の運送、生活関連物資の価格安定の要請等 ・緊急事態宣言時の国、県による要請への協力（本部事務局班） 【緊急事態宣言】 ・要援護者への生活支援や搬送、死亡時の対応等（福祉班、長寿班） ・事業所の被害状況の確認と支援（本部事務局班） 【緊急事態宣言】 ・火葬炉を可能な限り稼動（生活環境班） ・遺体を安置する施設の確保（生活環境班） ・埋火葬の特例措置（生活環境班）			・対策の縮小、中止
		・火葬能力の限界を超える事態への施設確保等の準備（生活環境班）					・通常の体制に移行